

個別共同研究 4

持続と変容の実態の研究——対馬 60 年を事例として

対馬鰐浦にみる集落と家屋の持続と変容

津 田 良 樹

TSUDA Yoshiki

はじめに

本報告は、集落・民家の観点から、戦後まもなくの昭和 25・26 年に行われた対馬九学会連合調査を再確認し、さらに九学会連合調査結果と現状調査とをもとに持続と変容の観点から鰐浦を事例として検証することを目的としている。



図1 鰐浦航空写真（撮影：平成 12 年 5 月，提供：対馬市役所上対馬地域活性化センター）。

集落図

対馬九学会連合調査における集落・民家に関する調査で特筆できる点は、集落図を作成し集落図をもとにビジュアルに身分階層や寺社などの集落内における配置などを有機的にとらえようとした点にある。対馬の集落のような密集する漁村集落の骨格を把握するためには地図上に各戸の家屋などを配置した図（以下、このような図を集落図と呼ぶ）の作成が有効であると思われる。昭和 25・26 年に実施された戦後最初の九学会連合対馬調査では調査をした集落ごとに集落図が作成されている⁽¹⁾。

対馬の北端部に位置する鱈浦集落を例にとってみていこう。

九学会連合調査の正規の報告書である『対馬の自然と文化』における鱈浦に関する報告「鱈浦ムラ」のなかの「ムラの構造」を担当した蒲生正男は、湾に流れ込む川、川沿いやそれに交差する道、道沿いに配された民家、それも本戸すなわち旧士族・新士族・平民の別と職業別に分けた寄留の位置を図示し、寺社、郵便局、ペー、墓地、井戸なども記入した、村の構造をビジュアルに示した図を提示している。すなわち、その図は昭和25・26年時点の鱈浦集落の構造を一目で理解できる集落図となっている。現地の観察や聞き取りを元に作成されたものと思われるが、よく出来た集落図である。

ところで蒲生は、鱈浦のムラの構造を(1)士族と平民の問題、(2)本戸と寄留の問題、(3)本戸権の行使に関する共同労働と共有財産の分配の問題の観点からとらえようと考えた。

(1)の観点から、旧士族が8戸、新士族が12戸で、その他が平民であり、これらの人々によって本戸が構成されている。平均耕作土地面積においては旧士族と新士族・平民との間に平均3反の差が認められるが、農業の参与の仕方にはさしたる差異が認められず、漁業に関しても慣行漁業権には同じ本戸として平等に参与するとして、生産面においては大きな格差はないとする。すなわち士族と平民の間には、生産関係における支配、従属の形をとっていない。しかし、婚姻については、別個の婚姻集団となっており、厳として階級内婚が持続されてきたとしている。

(2)の観点から、「本戸はムラの所有する地先、慣行漁業権と共有山林の入会権を行使しえる階級であり、寄留はムラの共有財産の恩恵に全くあるいはほとんど浴しえない階級である。」として、慣行漁業権を持たない寄留を、それを持つものと対置して考えることなしには、ムラの構造と機能の真相を把握することは不可能だとする。

そして(3)の観点から、本戸が共同所有する海藻類の採取については、本戸による共同労働とその分配が平等を期すように微細に規定されており、海藻の採取に関する限り、生活と行動が協同体的強制に支配されている。しかし、寄留はその枠外として、海藻採取に係わる中に生計の基盤を求めることができないとする。

以上のように蒲生は、本戸制度を重視して、本戸のあり方こそが、ムラの構造を決定的に支配していると分析している。しかし、画期的な集落図については、残念ながら図をもとにした分析はあまりなされていないようである。

その後も集落図は集落の骨格を把握する有効な手法だと判断されたとみられ、対馬調査ではたびたび九学会連合調査の図を参照したと思われるほぼ同様な集落図が作成されている⁽²⁾。また、九学会連合調査以降に対馬で独自に行われた調査でも集落図が作成されている。対馬においては民俗誌調査のなかに集落図作成が定着しているようだ⁽³⁾。

一方、九学会連合が実施したその後の能登調査や下北調査などでは集落図が作成されることはなかった。九学会連合の調査のなかではなぜか受け継がれることがなかった。

集落図の作成は、実測し精度の高い図を作成するにせよ、観察・聞き取りなどによりある程度模式化された図を作成するにせよ、極めて手間隙のかかる作業を伴う。にもかかわらず、集落図を利用した分析手法が確立されず、いまだに方法論が曖昧なために、積極的に活用されていないのであろう。

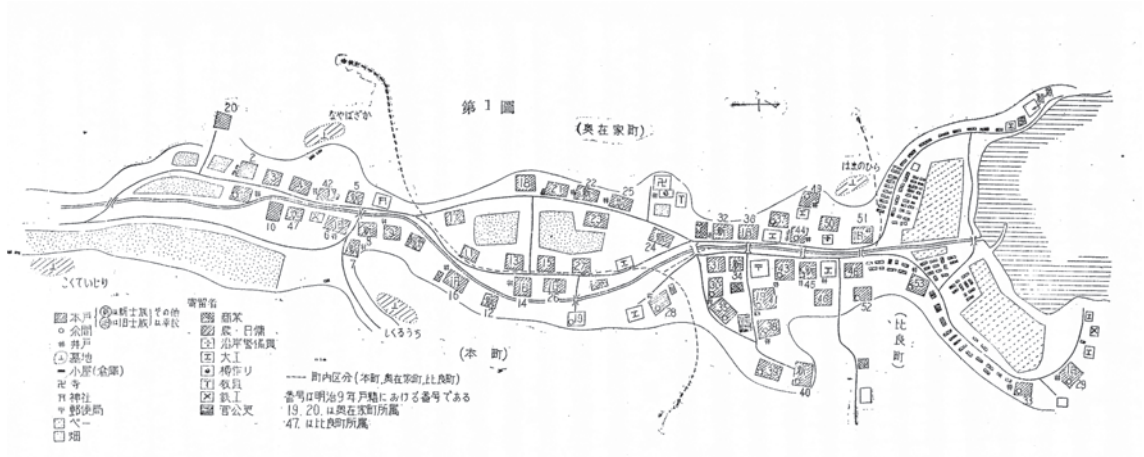


図2 『対馬の自然と文化』所収の鯉浦の集落図



図3 関根康正「対馬・鯉浦ムラの変容」(国立民族学博物館『季刊民族学』33号, 昭和60年7月)収録の集落図

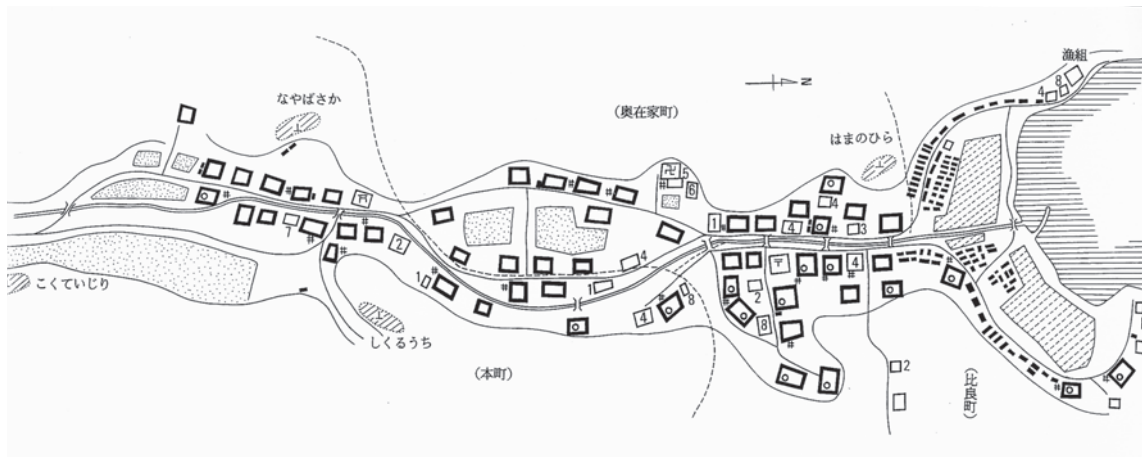


図4 浅川滋男『離島の建築』(日本の美術, No.406, 至文堂 2000年)所収の集落図



図5 旧公図「在所陽」・「在所陰」のペー部分を合成した図

(4) されている。一方、旧公図は作成年代が必ずしも明らかでないが、明治期の絵図が元になっていると思われる。新公図のように実測をもとに作成された図ではなく、地図としては精度が落ちるが、地目別に色分けされ、⁽⁵⁾ 相対的位置関係などは信頼できる。また、新旧ふたつの公図の間には、旧公図の変更箇所を部分的に修正した副図と称される図が数枚作成されている。これらによって土地の推移を時系列に追うことも可能である。

(6) 湾の奥まった浜沿いの半円上の地域すなわちペーおよび小屋群の部分に限って新旧公図を比較してみる。旧公図(図5)では該当部分は当初から地目は宅地で、比較的大きないくつかの区画で区切られていることがわかる。一方、新公図である測図(図7の追記を除くもと図)を見ると小屋群部分は小屋ごとに区画が細分化され、ペー部分も各戸の持分ごとに分けられている。かつて集落の共有地であったペーや小屋の敷地が個人の所有に変わったであろうことが読み取れる。新旧ふたつの公図を比較するだけでも、以上のような点が確認できるのである。

さらに、その詳細は土地台帳に当たることによって判明する。小字名「在所陽」(川の東側)のペー(地番:970番など)および小屋群が建ち並ぶ地域(地番:971番など)は当初村民52名の共有地であったと思われるが、一時公立鱈浦小学校となり、さらに明治33年に各戸に分割売買されている。一方、小字名「在所陰」のペー(地番:487番)は明治42年まで、村民52名の共有地であったが、各戸に所有権が分割移転されている。ペーの奥の小屋群が建ち並ぶ地域(地番:485番など)はそれまで36名の共有地であったが、同じ明治42年に分割移転されたことが判明する。現在、ペーはコンクリート敷きとなり所有権がよく見えない状況になっている。しかし、ペーは先に記したように分割され個人所有となっている。コンクリートになる以前においては、各戸が持ち分ごとに、それぞれ山より赤土を運んで、粘土で毎年塗っていたのだという。⁽⁷⁾

図7は測図を基に現在も引き続き居住する家について、住宅の外形を模式的に描いて示した図である。地積や建物の位置関係等は、従来の集落図と違って精度の高いものになっている。この図と従来の集落図を比較すると、浜から神社前辺りまでは比較的よく対応しているといえよう。ところが、神社前辺りで支流が合流、1本の川になるのであるが、支流が描かれず、屈曲している部分も屈曲して描かれてないため、精度を欠いている。その上、近年新たに「ひとつばたご」トンネルが造られ県道大浦・比田勝線が通された関係もあり、地形も大きく変わっている。そのため現状と従来の集落図と

地籍図(公図)

集落図に近い資料に地籍図(公図)がある。土地に刻まれた歴史の解読に有効な公図が、九学会連合調査ばかりでなく、以降の調査においても、なぜか対馬の調査ではほとんど使われていない。

鱈浦を例に以下にその公図を見てみよう。鱈浦の公図は大きく分けて新旧2種ある。最新の公図は測図と称され、1996年の実測調査をもとに縮尺1/500で描かれ

を対照させることが難しい状況になっている。それでも、地番をもとに旧来の宅地を追いかけると、神社前から西寄りに曲る川の支流および道沿いに集落は繋がっていたことが判明する。南から合流する支流沿いの住宅は近年に建てられたものであることも判明する。

⁽⁸⁾家屋台帳から見た昭和 15～20 年頃の民家

家屋台帳から判明する戦前期の民家について、抽出整理したものが、表 1 である。その後、壊されたものも相当数あるが、昭和 15～20 年ごろの様相を示しているとみてよい。なお、ここで抽出した戸数は 48 戸⁽⁹⁾で、これは当時の 7-8 割ほどの戸数⁽¹⁰⁾であるが、趨勢把握には無理はないと考える⁽¹¹⁾。

家屋構成

居宅の 1 戸当たりの構成についてみると、1 棟の構成が多く 34/48 戸（この中には店舗が 1 戸含まれる）で 7 割ほどを占める。2 棟構成が 12/48 戸で 2 割 5 分、3 棟構成が 2/48 戸で 5 分ほどである。居宅だけで付属屋を持たないものが 11 戸⁽¹²⁾ある。このうち 4 戸は、ほかに規模の大きな居宅と付属屋からなる別家屋番号を持つ家が同一地番内にある場合や、別の地番（離れた別の場所）に同一所有者の家屋がある場合の事例であり、これら 4 戸は隠居屋（余間）や離れであるのかも知れない。そうだと考えれば、居宅だけの構成は 7 戸のみである。居宅が 2 棟構成・3 棟構成になる場合は同一敷地内に隠居屋（余間）があると考えられる。対馬地方には隠居制度が顕著にみられ、「対馬のヨマは本戸階層の指標となる建物である（寄留にヨマはない）」とされる⁽¹³⁾。そうだとすれば、7 割近くを本戸が占める鰐浦で 3 割ほどしか余間を持っておらず、多少不自然である。

倉庫（コヤ）を多く持つことが、対馬民家の特徴の一つである。その点についてみると居宅だけの 11 戸を除けば、残る各戸はいずれも倉庫を持っている⁽¹⁴⁾。倉庫が 1 棟の家は 1 戸だけで、1 棟ではあるが 2 階建で延べ 7 坪と大きな倉庫である。2 棟を持つものが 5 戸、3 棟を持つものが 20 戸、4 棟を持つものが 7 戸、5 棟を持つものが 1 戸、6 棟を持つものが 2 戸である。3 棟の倉を持つものが 20 戸と多数を占めている。一般に各戸は「衣装倉」「ひょうもん（俵物）倉」「器もん倉」を持つといわれているが、3 棟以上持つものが大多数を占めていることから、その点が裏付けられる。また、従来より鰐浦には大火が多く、火災時の類焼をさけるためにベェー周辺の倉庫（コヤ）群と川筋沿いの主屋群と区画を分けているのだとされている。ところが、詳細にみればコヤ群は在所陽の浜に近いベェー周辺・少し入ったウチンベェー回り・在所陰の浜に近いベェー周辺・本宮神社脇などにあり、各戸はそれぞれの場所に集中させることなく、分散して配置しているのだという。単に主屋とコヤを分離させるだけでなく、コヤを分散配置して、危険度の分散を図るといふ長年の生活の知恵だ⁽¹⁵⁾という。また、後に詳述するが、これらの倉庫はほとんどが 3 坪の規模である。

物置は 11 戸が持っており、いずれも 1 棟のみである。このうち 2 階建が 7 棟含まれている。従来、対馬では物置（雑家）が重視され、他地方での主屋内に取る広い土間⁽¹⁶⁾に変わるものとして利用されてきた。そのため、主屋に広い土間を取る必要がなかったと考えられてきた。しかし、物置が各戸の必須の家屋ではないような実情からみると、従来の考え方を再考する必要があると思われる。

浴室は 7 戸で持っており、うち 1 戸は浴室兼便所である。その他、厩を持つ場合が 1 戸、事務所を

表1 家屋台帳から抽出した昭和15年頃の民家（面積の単位は平方メートル、価格の単位は円）

家屋番号	番地	種類	床面積	賃貸価格・建築	居宅①	居宅②	居宅③	倉庫①	倉庫②	倉庫③	倉庫④	倉庫⑤—⑥	物置	浴室他	備考
65	494	居宅	211.54	95	168.59			9.91	9.91	9.91				浴室, 13.22	
64	497	居宅	118.98	41	89.25			9.91	9.91	9.91					
63	498	居宅	171.87	49	92.56	23.14		9.91	9.91	9.91			26.44(2F)		
62	503	居宅	251.2	94	145.45	49.58	26.44(2F)	9.91	9.91	9.91					
61	505	居宅	218.14	65	115.7			33.05	9.91	9.91	9.91		39.66(2F)		
32	506	居宅	39.66	12	39.66										
60	506	居宅	168.55	62	119			9.91	9.91	9.91			19.82(2F)		
59	507	居宅	231.35	114	145.44(2F)	23.14		9.91	9.91	9.91			19.82(2F)	浴室・便所 23.14	
58	507	居宅	19.83	6	19.83										
57	508	店舗	52.89	19	店舗 52.89										
68	508	居宅	16.52	昭19	16.52										
71	514	居宅	122.29	昭18	79.33			19.83	19.83					浴室, 3.3	
73	518	居宅	69.39	昭20	39.66			9.91	9.91	9.91					
76	524	居宅	95.84	昭18	66.11			9.91	9.91	9.91					
46	532	居宅	79.32	25	56.19			23.13(2F)							
95	532	居宅	76.83	昭9	44.62	19.82(2F)						(離)小屋 12.39		厩, 12.39	
44	535	居宅	118.98	34	72.72			9.91	9.91	26.44					
43	536	居宅	99.15	31	79.33			9.91	9.91						
41	537	居宅	152.03	60	89.25	23.14		9.91	9.91	9.91	9.91				
42	538	居宅	155.33	60	99.16(2F)	26.44		9.91	9.91	9.91					
39	803	居宅	241.28	58	132.22			9.91	9.91	9.91	69.41(2F)			浴室, 9.91	
38	900	居宅	118.97	28	75.33			9.91	9.91	9.91			9.91		
36	902	居宅	161.94	41	89.25			9.91	9.91	9.91			42.96(2F)		
35	903	居宅	132.22	53	132.22(2F)										
80	904	居宅	153.69	昭18	123.96			9.91	9.91	9.91					
82	906	居宅	160.28	昭9	99.17			9.91	9.91	9.91	9.91		16.52	浴室, 4.95	
83	908	居宅	203.29	昭19	140.49			13.22	13.22	13.22			23.14		
26	917	居宅	191.68	60	122.3(2F)	29.74(2F)		9.91	9.91	9.91	9.91				
7	923	居宅	201.61	85	109.09	39.66		9.91	9.91	9.91	9.91			浴室, 13.22	
23	924	居宅	188.39	70	122.31			9.91	9.91	9.91	9.91	26.44(2F)			
22	926	居宅	115.68	29	85.95			9.91	9.91	9.91					
21	928	居宅	191.68	67	105.78			9.91	9.91	9.91	9.91	19.82(2F), 19.82			減失, 49.68 新築
24	928-1	居宅	135.51	51	105.78			9.91	9.91	9.91					倉庫3棟とも不存在
18	937	居宅	171.87	66	109.09	23.14		9.91	9.91				19.82(2F)		
20	937	居宅	23.14	7	23.41										
17	941	居宅	135.48	35	66.11			9.91	9.91	9.91	9.91	19.82(2F), 9.91			
16	944	居宅	231.36	119	132.23	26.44		9.91	9.91	9.91	9.91			事務所, 33.05	
14	946	居宅	161.95	50	89.25	36.36		9.91	9.91	9.91				浴室, 6.61	
23	947	居宅	161.96	67	132.23			9.91	9.91	9.91					居宅新築昭50年 137.07
11	951	居宅	125.59	41	105.77(2F)			9.91	9.91						
3	954	居宅	19.83	4	19.83										
4	954	居宅	9.91	1	9.91										
12	957	居宅	161.94	43	79.33	26.44		9.91	9.91	9.91			26.44(2F)		
10	961	居宅	198.31	75	115.7	23.14	29.74(2F)	9.91	9.91	9.91					
8	971	居宅	195.01	69	135.53(2F)	26.44		9.91	9.91				13.22(兼便所)		
5	972	居宅	66.1		66.1(2F)										
2	973	居宅	62.8	23	62.8(2F)										
1	974	居宅	36.36	9	36.36										

持つ場合が1戸である。

各戸の家屋構成をみると以下のようなものである。いずれにせよ、鰐浦の民家は居宅だけの構成が2割ほど、残りは居宅と倉庫あるいは居宅と倉庫にその他の付属屋を加えた構成である。ただし、居宅は1~3棟、倉庫は1~6棟の場合があるわけであるが。

居宅（店舗1を含む）	11
居宅+倉庫	19
居宅+倉庫+物置	9
居宅+小屋+厩	1
居宅+倉庫+事務所	1
居宅+倉庫+浴室	5
居宅+倉庫+物置+浴室	2

家屋規模

主屋および付属屋をあわせた総床面積についてみると、最小が9.91平方メートル（3坪）、最大が251.2平方メートル（76坪）である。160平方メートル台が6戸と多く、110平方メートル台・190平方メートル台がそれぞれ4戸と続いているが、10平方メートル台から200平方メートルを越えるものまで大きな切れ目がなく続いている。平均は136平方メートル（41坪）ほどである。

家屋番号が付されたものを1戸とみて、そのうちの最大の居宅を主屋とすると、主屋の最小は、9.91平方メートル（3坪）で最大は168.59平方メートル（51坪）である。70・80・100・130平方メートル台がそれぞれ5戸あり、特に集中する規模はないようだ。

同一家屋番号内の居宅を合算したものを主屋と考えてみれば、221.47平方メートルの1戸が突出して大きくなる。その他は70平方メートル台が6戸と多いが、60・100・110・120・130・160平方メートル台がそれぞれ4戸であり、特に集中する規模はないようだ。

倉庫についてみると、9.91平方メートル（3坪）が103棟あって圧倒的に多く、3坪の倉庫が鰐浦の倉庫の定形であるといつてよい。それ以外の倉庫は13.22平方メートル（4坪）が3棟、23.13平方メートル（7坪）が1棟、33.05平方メートル（10坪）が1棟あり、そのほか2階建の19.82平方メートル（すなわち3坪の2階建）が3棟、2階建の26.44平方メートル（すなわち4坪の2階建）が1棟あるだけである。

物置は棟数が少ないが、さまざまな規模がある。2階建で延べ床面積19.82平方メートル（6坪）、すなわち3坪の総2階建が3棟。延べ床26.44平方メートル（8坪）、すなわち4坪の総2階建が2棟。それ以外の規模はそれぞれ1棟ずつある。

浴室は、浴室と便所を兼ねているものが23.14平方メートル（7坪）と大きい。他は13.22平方メートル（4坪）が2棟で、9.91平方メートル（3坪）・6.61平方メートル（2坪）・4.95平方メートル（1.5坪）・3.3平方メートル（1坪）がそれぞれ1棟でいずれも小規模である。

構造形式

構造についてみると、すべての居宅は木造瓦葺である。階層は平家建が多いが、1棟でも2階建の居宅を持つものが11戸ある。戦前期であることを考えれば比較的多いといえよう。

倉庫は2階建が5棟あるが、残る103棟は平家建である。2階建・平家建いずれも木造瓦葺である。戦前期においても、椎根にみられるような平石葺はまったく見られず、もともと鰐浦には平石葺はなかったことが裏付けられよう。

物置は2階建が比較的多く7棟ある。残る4棟が平家建である。それらはいずれも木造瓦葺である。

浴室6棟はいずれも木造瓦葺の平家建である。

以上が、昭和15年頃の民家の様相である。その後民家がどのように変貌したかについて、家屋台帳から追える2・3の事例を検討したい。

持続と変容

地番947番の事例は、昭和15年の時点で132.23平方メートルの木造瓦葺平家建の主屋と3坪の倉庫が3棟あった。その後、昭和50年に主屋の構造変更増築が行われ137.07平方メートル木造セメント瓦葺平家建の主屋となっている。その際、見直されたのであろうが、倉庫3棟が年月日不詳取り壊しとして届けられている。

地番512番の事例は、戦前期の様相は不明であるが、昭和22年に96.69平方メートル木造瓦葺平家の居宅が新築されており、同時に3坪の倉庫3棟が書き上げられている。その後、昭和49年に先の居宅と3棟の倉庫が滅失登記され、50年に131.6平方メートル木造瓦葺平家建の居宅が新築されている。⁽¹⁷⁾

地番519番の事例は、主屋が昭和22年に延床84.29平方メートル木造瓦葺2階建で新築されている。同時に倉庫など4棟が登記されている。その後、昭和50年3月に116.51平方メートルの主屋が新築され、昭和50年12月に昭和22年の主屋やその他4棟が滅失登記されている。

以上のような事例からみるに、昭和50年ころになると主屋が新築や改築され、その際に併せて倉庫の滅失登記が行われているようだ。すなわち、倉庫に関心がはらわれることが薄らぎ、無用の長物となっているようで、家屋としては主屋があればそれでよいという状況になってきたのではないかと想像される。かつて、生活の知恵として、危機の分散化をはかる意味で行われた主屋とコヤの分離、さらにコヤを各所に分散配置させる工夫も、近代化の名のもとに忘れられていったのであろうか。

次に、新旧の集落図や公図・航空写真などの資料、また九学会調査時に宮本常一氏が撮影した写真



図6 鰐浦のベエ・コヤ群の現状写真（撮影：津田，2009年2月）。
ベエとそれを取り巻くコヤ群。さらに奥には主屋群が連なっている。

などをもとに鰐浦集落の持続と変容をみてみよう。

まず、集落図や公図・航空写真を見比べてわかることだが、集落の骨格は変わっていない。鰐浦は北に開けた袋状の谷筋のわずかな平地に開けた集落である。宅地は旧来より限られた土地しかなく、江戸期以来連綿と受け継がれ営んでいる宅地がほとんどである。そのためほとんど展開する余地はなく、海岸線の湾廻りの集落から離

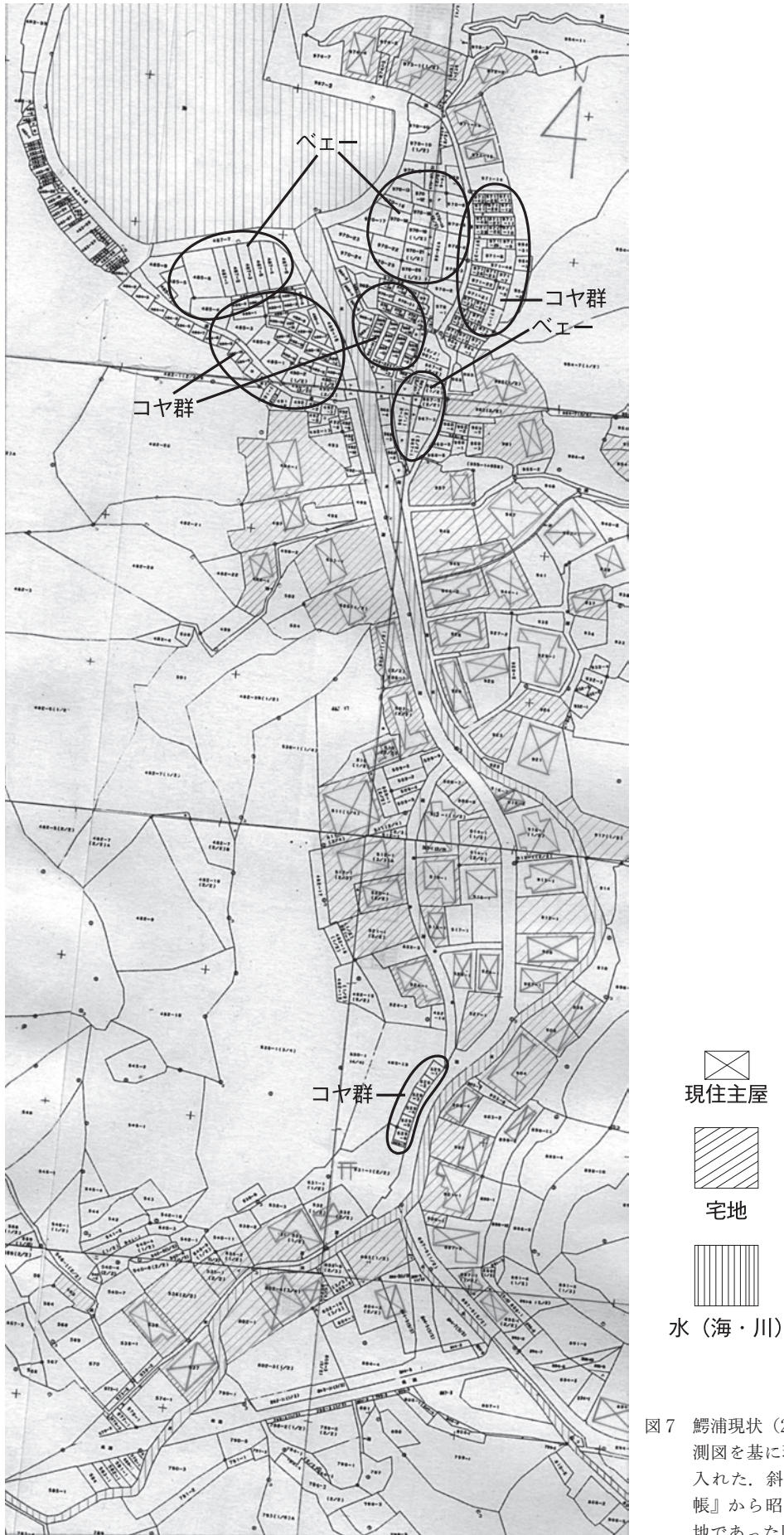


図7 鰐浦現状(2011年)集落図
測図を基に現存する主屋を家形で描き入れた。斜線は『家屋台帳』『土地台帳』から昭和20年代以前の段階で宅地であった区画を示す。

れた地域や昭和 19 年に開かれた展望台下に通じる道沿いに延びるしかない。そのため、従来からの宅地を持たぬ人達、すなわち寄留の人達の住居を中心に若干増えているのみである。⁽¹⁹⁾ それでも、県道大浦・比田勝線の「ひとつばたゴトンネル」の 2001 年の開通にともなう道や宅地の改変はかつての集落の奥の骨格を大きく変えることとなっている。

集落の最も特徴的景観であるペーおよびコヤ群の構成は比較的よく旧来の様相を残している。一方、港湾施設は離島の港湾の常であるが、コンクリートに固められた無機質な空間となっている。

宮本常一写真をもとに、集落細部の持続と変容についてみてみよう。図 8 は宮本常一氏が昭和 25 年に撮影した鱈浦集落の写真である。昭和 19 年に造成された道から撮影されたのではないかと判断できる。造成されて間もない当時は樹木も茂っていなかったようで、さえぎるものもなく集落の様子がよくわかる。ほぼ同じ地点から 2011 年 2 月に撮影した写真が図 9 である。樹木が生い茂り集落全体を撮影することが難しい。それでもほぼ同じ地点からの撮影であり、集落の骨格が残っていることがよくわかる。また建物は建て替えられていようとも、ほぼ同位置に住宅が更新されていることも間違いない。宮本写真の中央左端近くの白い大きな屋根は旧宝蔵寺の屋根であろう。現状においては木陰に大部分隠れているが鉄筋コンクリートの陸屋根の住民センターに変わっている。また、宮本写真の旧宝蔵寺前には洗濯物が干された教員宿舎が写っている。この教員宿舎が現在の宝蔵寺に変わっていることなども見比べるとよくわかる。⁽²⁰⁾



図 8 宮本写真、鱈浦集落（撮影：昭和 25 年）。鱈浦集落の後方より海に向かっての写真。



図 10 宮本写真、中央手前から右奥にかけて点々と海中より突き出た木がスイカである。左端の海に突き出して造られた柵状の構築物が網棚である。



図 9 鱈浦集落現状写真（撮影：津田，2011 年 2 月）。



図 11 鱈浦港現状写真（撮影：津田，2011 年 2 月）。

図10は海岸線・ベェー・コヤ群を写した宮本写真である。海中から生えているかの如く突き出した木は「スイカ」と呼ばれる。舟を繋ぎ留めるために山から直径50センチメートルほどもある大木を共同で切り出し海底に生け込んだもの⁽²¹⁾。多少大きめの舟がロープで繋ぎ留められている。手前から奥に4本生け込まれていることが確認できる。また、左の方の海に突き出して丸太で大きな箕状の棚が造られているが、これは「網棚」である。かつて魚網は木綿で造られていたため、使用後は干す必要があった。漁網が化学繊維になるとともに不要となり、今はない。その奥の自然の浜辺には小舟が多数引き上げられている。さらに奥にはベェーを囲んでコヤ（倉庫）群が建ち並ぶ様子がよくわかる。2011年2月の写真（図11）は撮影位置が少しずれている。宮本写真は現状写真でいえば右手の漁協の辺りからの撮影ではないかと思われる。港湾が整備され自然海岸がなくなっている。それでもベェーとそれを取りまくコヤ群は健在である。

おわりに

九学会連合調査やその後に行われた昭和54年の調査でも、本戸は戸数がほぼ不変で内容も変わらない。一方、寄留は戸数が変わらないが、内容は必ずしも同一ではないとされる。その上で、戦後、人口は本戸・寄留とも減少しているが、「細りながらも本戸がムラの中核に位置しつづけている」としている。また、構造的には本戸と寄留という枠組みは定立不能な状態にあるが、本戸と寄留の慣性力は生き続けているとしている⁽²²⁾。

九学会連合調査当時の昭和25年は鰐浦の戸数80戸、人口499人であった。ところが、現在では戸数70戸弱、人口250人ほどに減少している。戸数は1割強の減少、人口は実に半減である。その内訳は、本戸が53戸から44戸へ、寄留が27戸から25戸ほどに減少してしまったという。すなわち、減少した戸数の多くは本戸が占めている。本戸は島外に生活の糧をもとめ、帰島しないものが多いのだという。本戸は各自1町ほどの畑を所有し、麦・いもを生産していた。ところが昭和45年前後になって、労働生産性を考えるようになると耕作を行う意味がなくなり、ほとんどの人々が耕作を放棄し、畑を荒らしてしまったのである。今となっては山の土地は価値がないだけでなく、税金がかかるばかりであるとの嘆きが聞こえてくる。その結果、かつての共有地を主張することなどもなく、本戸・寄留の別は意味がなくなってしまったのである。

鰐浦の集落は、家屋が更新されつつも、集落形態の骨格は持続し、景観の特質であるベェーやそれを取り巻くコヤ群は従来の様相を伝えている。集落の外貌は一見保たれているように見える。しかし、8割ほどの戸数を保ってはいるものの、人口は半減し、かつての本戸が中核となっていたムラの構造は空洞化してしまっているのが鰐浦の実情である。

極めて限られた調査での報告である。一部使用したが、公図・土地台帳・家屋台帳など旧役所に残された行政文書は極めて重要な資料である。個人情報保護の観点もあり、取扱いは難しいが、積極的に利用されることなく廃棄される恐れがある。これは対馬に限ったことではないが、行政文書を保存し、有効に活用する制度の確立が急務であることをあえて付け加えておきたい。

注

- (1) 『対馬の自然と文化』九学会連合対馬共同調査委員会，古今書院，昭和29年9月。なお，この報告書に先立って，1年目の調査が終わった段階で出された『人文』(1，日本文科学会，昭和26年5月)の「特集・対馬調査」の「対馬の文化」のうち泉靖一担当分「豊崎町鰐浦ムラの構造」に収録された集落図が，対馬調査における集落図の先駆けとなったものと思われ注目される。
- (2) 関根康正「対馬・鰐浦ムラの変容」(『季刊民族学』33号，昭和60年7月)，浅川滋男『離島の建築』(日本の美術，No.406，至文堂，2000年3月)などに収録された鰐浦の集落図はいずれも九学会連合調査の集落図をもとに作成されている。
- (3) 地元の研究者永留久恵他による『対馬西岸阿連・志多留の民俗——対馬西岸地域民俗資料緊急調査』(長崎県教育委員会，昭和48年3月)
- (4) 縮尺1/500の精度の高い実測図。地番が記入されているだけで，地目などの記入はない。
- (5) 旧公図は実測図でないためである。地図としては新公図ほど精度が高くないものの，地目別に色分けされるなど情報量はきわめて多い。
- (6) 湾奥の浜と集落が始まる外側の道とに囲まれた半円形状の地域。ペーとそれを半円形状に取り巻く小屋群からなる。
- (7) ペーは脱穀作業をする場である。水田のほとんどない対馬においては稲藁は本土から購入するしかなく，箆は貴重品であった。そのため，箆を使わずに砂などが混入せぬよう粘土を塗りまわしたのだという。宮原彦幸氏の御教示による。
- (8) 家屋の現況を明らかにするため，家屋の所在，家屋番号，家屋の種類・構造等を登録する帳簿。昭和15年『家屋税法』あるいは昭和22年の『家屋台帳法』制定によって作成されたとされる。鰐浦の家屋台帳は「家屋台帳」と印刷された用箋に記入されているが，「賃貸価格」が記入されたものと，「賃貸価格」を記入せず，沿革の欄に建築あるいは登記年月日を記入するものがある。それらを検討すれば，「賃貸価格」を記入したものが最初に作成された当初の記事で，それ以降に書き継がれたものには記入されていないことが，記入年月などからわかる。また，「賃貸価格」が高いもので100円ほどであることから判断すれば，最初の作成時期は昭和15～20年頃と考えられる。
- (9) これら戦前期の家屋には，地番とは異なり家屋税時代の家屋番号が付されており，同一地番においても別家屋番号が付された場合は別の一家とした。
- (10) 昭和24年の総戸数が80戸で，そのうち17戸は戦後の寄留者である。(『対馬の自然と文化』)
- (11) 家屋台帳の当初と思われるものには，昭和17年の大火で焼失した地域の家屋が少ない。その点からみて，家屋台帳が最初に造られた時期は鰐浦に大火があった昭和17年後の戦前期ではないかと思われる。また，家屋台帳はバインダー形式で綴じられており，取り壊して新築・登記した際に，古い記録を取り外したのものもあると思われる。
- (12) これらはすべて1棟構成である。
- (13) 浅川滋男『離島の建築』，日本の美術No.406，至文堂2000年3月。
- (14) 家屋番号や地番が付された居宅とともに倉庫も書き上げられている。しかし，現状からみる実情や土地台帳の小屋群が建つ土地が明治・大正期に共同所有から各個人に所有権移転がなされている実情からみて，倉庫は居宅とは別の場所に所在していたと判断される。
- (15) 宮原彦幸氏の御教示による。また，これらの点については土地台帳からも裏付けが取れる。
- (16) 青山賢信によると，雑家は他地方における納屋に当たるもので，江戸期の触書に「雑家は勝手に応じ大にして」とあることから，規模に制限を受けない雑家に作業場を設けることにより，主屋には広い土間をとる必要がなかったのであろうとしている。(青山賢信『長崎県の民家(前編)』長崎県教育委員会，昭和47年)
- (17) 昭和49年に主屋とともに倉庫3棟も取り壊しの登記がなされているが，主屋と同一敷地内にあるわけではなく，分散配置されており同時に壊されることの方が不自然である。地番947番と同様に，滅失年月日

不詳である倉庫を主屋を壊した年月日に合わせて登記したのではないかと思われる。

- (18) 戦時下において、昭和19年に造られた高射砲台へ通じる道として造成された。当然のことながら、韓国展望台に通じたのは近年のことである。
- (19) 鰐浦バス停より上はすべて近年の住宅。
- (20) 昭和47年に町の補助金を得て、寺の敷地に寺を含めた住民センターを計画したが、建物内に寺を入れることが許可されず、急きょ教員宿舎であった場所に宝蔵寺を建てることになったのだという。
- (21) 宮原彦幸氏の御教示による。
- (22) 関根康正「対馬・鰐浦ムラの変容」(国立民族学博物館『季刊民族学』33号, 昭和60年7月)

なお、鰐浦調査については作元義文・宮原幸彦・浦崎秀則の各氏に御助力を賜った。記して感謝する。